



撮影者：株式会社浦野設計 浦野三男様

明けましておめでとうございます。

新しい年が、皆様にとって穏やかで、夢と希望に満ちた1年となりますようお祈り申し上げます。

今年4月で弁護士登録満30年をむかえます。振り返ってみて、特に何かを成したという感はありませんが、大過なく弁護士生活を送ることができたと思います。これも健康であったこととスタッフはじめ周りの多くの方々に支えられたおかげと感謝いたしております。

私たち法曹界一特に弁護士・弁護士会を取り巻く環境は、厳しくなってきました。とりわけ若者の法曹離れが急速に進んでいます。人権擁護の最後の砦である法曹に、若者が魅力を感じないことは、社会にとっても大変ゆゆしき問題です。法曹人の一人として、若者に魅力のある法曹界になるために、どのような行動をとらなければならないのかをじっくりと考えたいと思っております。皆様も、法曹界の現状をご認識いただき、若者に魅力のある法曹界にするために、どうしたらよいのかを、一緒にお考えいただければと思います。

「笑門来福」をモットーに今年も頑張りますので、何卒よろしく願いいたします。



石原総合法律事務所
所長弁護士 石原 真二



弁護士 石原 金三

新年明けまして
おめでとうございます。

年頭に際し、
皆様のご健勝をお祈り申し上げます。
一年間皆様にご心配、ご迷惑をおかけしながら、
何とか過ごして参りました。
今年も昨年同様変わらぬご愛顧をお願い申し上げます。



副所長弁護士 花村 淑郁

皆さま、明けましておめでとうございます。
本年も倍旧のご厚情を賜りますよう、心からお願い申し上げます。
さて、昨年は、広島の水害や御嶽山の噴火など災害の年であったように思います。世界的にみても、自然災害がその規模や頻度において深刻化しつつあるように思えるのは、私だけの杞憂でしょうか。
分析的には「災害は、危機が脆弱性と出会うことで起こる。」との公式で定義されるようです。つまり自然災害の発生は、社会基盤の脆弱性に起因していると理解することが出来るのです。個人の力だけで防げるものではありませんが、備えあれが憂いなし、少しでも災害の少ない世界が築かれることを願っています。



副所長弁護士 木田 勝彦

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお祈りします。60歳になってから、体力、記憶力の衰えはいかんともしがたく、元気な年寄りになるのは意外に難しいことだと感じています。
ところで、今年は戦後70年にあたります。70年という年はどれくらいかと言うと、明治維新(1868年)から終戦(1945年)までが77年です(意外と短かったのですね)から、これにほぼ匹敵する年月です。明治維新により近代国家となったはずの日本が何故100年も経たないうちに破綻したのかは興味深い問題ですが、この77年、特に最後の15年日本は戦争に明け暮れていました。それに比べて終戦からの70年は平和の時代と言え、私達は平和を享受してきました。
この平和の時代がこの先何百年も続き、日本の歴史で言えば、江戸時代と並ぶものになることを願っています。



弁護士 清水 綾子

朝1回だけ事務所までビル内の階段を利用することにしてから、気づいたら3年間が経過しました。事務所はビルの10階。なかなかの段数があります。時々「何のためですか?」と聞かれ自分でも何のためだろうと考えて至った結論は「自己満足」でした。朝の1回だけなので筋トレには不十分ですが、毎日となると少しの頑張りが必要です。この毎日の些細な自己満足が一度やめると失われると思うとつい階段を目指してしまうのです。階段の巻き添えを食いたくないと朝は私と顔を合わせない弁護士、渋々つき合ってくれる弁護士、きっぱりと断る弁護士、それぞれの個性(?)が出ています。
本年もよろしくお祈り申し上げます。



弁護士 鈴木 隆 臣

新年明けましておめでとうございます。

私は、交通事故の案件をよく取り扱っていますが、扱えば扱うほどに思うことは、車の運転には本当に気をつけなければいけないということです。車は本来のかなり危険な乗り物ですので、その運転者には高い注意義務が課せられています。ですから、車の運転をするときは、交通ルールを守らない人は必ずいるという前提で、それでも事故を避けられるように運転するという意識が必要だと思えます。幸いにして、私はこれまでこれといった事故を起こさずに済んできましたが、気を緩めることなく、今年も今まで以上に安全運転をこころがけていきたいと思っています。皆様も車を運転される方はいかがでしょうかお気をつけ下さい。

今年も1年間よろしく願いいたします。



弁護士 伊藤 歌 奈 子

平成26年10月に女の子を出産しました。

昼夜問わない生活が再び始まり、寝不足でふらふらしています。2年前の長男のときも随分大変だったことを思い出しました。人間は苦しいことや大変だったことを忘れることができるのがいいところだと思います。一方2歳になった長男もやんちゃ盛り。いくら叱っても、冷蔵庫の中味を片っ端から出したり、ほうきやハエ叩きを持ったまま返さなかったり、日々2歳児と根比べをしています。

今年一年が皆様にとってよい一年でありますように。



弁護士 中 川 真 吾

明けましておめでとうございます。

昨年の事務所報において「今年は少なくとも3つの『初めて』のことに挑戦する」と宣言いたしましたので、結果をご報告いたします。

まず、①リレーマラソン大会に参加しました。大会前はそこそこ練習に励みましたが、大会後は全く走っていません。次に②野外キャンプを家族で初めて行いました。火おこしもできず父親としての威厳に傷ができました。そして、③ほとんど泳げないにもかかわらずジェットスキー免許を取得しました。ただ、免許取得後まだ一度も行っていません。

・・・どれもあまりぱっとしないので、今年こそがんばります。



弁護士 千 葉 康 一

新年、明けましておめでとうございます。

本年1月16日で、法曹になってちょうど5年が経過します。

この間を振り返りますと、大変な時期もあったものの、多くの御縁に恵まれ、得難い経験をすることができ、人間として大いに成長できたと思います（因みに、体重も5年で約15キロ「成長」しました。）。特にこの2年間は、仕事を通じて知り合えた方々に、感謝の思いばかりです。

6年目に入る今年は、困っている方々の正当な利益を守り、適正・迅速に解決を見出すという初心に立ち返り、日々職務に邁進していきたいと思っています。

◆ 事務局一同よりご挨拶

明けましておめでとうございます。

旧年中は格別のご厚情にあずかり心よりお礼申し上げます。

私たち事務局一同、昨年以上に弁護士がより業務に専念できるよう、全力でお手伝いさせていただきます。

本年も変わらぬお引き立ての程、よろしくお願い申し上げます。

皆様にとって幸多き年となりますようお祈り申し上げます。



事務局一同

Service

当事務所では、顧問の皆様に対し、以下のリーガルサービスを提供しております。未だ顧問契約を締結していない場合であってもご相談に応じます。ご興味をもたれたら、遠慮なく当事務所(事務局 木村)までお問い合わせください。

■ 御社で法律相談を行います。

事件の相談を受けると、なぜもっと早期に相談してくれなかったのかという思いに駆られることがよくあります。そこで、ご希望される企業に対しては、定期的に当事務所の弁護士が出かけ、法律相談を実施いたします。

また、この法律相談の機会を、福利厚生の一つとして、従業員が個人的な法律問題を無料で相談できる場にしていただいても構いません。

弁護士は全ての問題を解決できるわけではありませんが、弁護士であれば解決できる問題は確かにあります。我々をご活用ください。

■ 従業員向けセミナー等の開催

色々な場で弁護士による法律セミナーが開催されておりますが、各企業がその時々で直面する法律問題は、業種や規模などによって異なります。

当事務所では、これまでも個々の企業からのご依頼で、弁護士が講師となって従業員向けのセミナーを開催しておりますが、顧問契約を締結している企業からご希望があれば、初回に限り、基本的に無償でそのようなセミナーを開催させていただきます(なお、交通費はいただく場合があります。)

従業員に対する研修の一貫としてご活用いただければ幸いです。

石原総合法律事務所

愛知県名古屋市中区錦2-15-15 豊島ビル10階

TEL:052-204-1001 FAX:052-204-1002

MAIL:mail@ishihara-lawoffice.com

営業時間:9:00~18:00 休業日:土・日・祝

※当ビル地下2階に、無料駐車場(2台分)有り。他、近隣に有料パーキング有り

最寄駅

地下鉄東山線 伏見駅1番出口 徒歩3分

地下鉄ご利用の方は、東山線・鶴舞線伏見駅北改札口を出て、1番出口をご利用下さい。なお、平日7:30から20:30までは、地下鉄東山線栄方面藤が丘行きホームの東改札口から伏見地下街を通り、C出口を出ていただければ、豊島ビル前にでることができます。

事務所からの
お知らせ

事務所の年末・年始のお休みは、12月27日(土)から1月4日(日)までで、1月5日(月)から平常通り業務いたします。

